

伊 勢 市 公 報

第 258 号
平成 28 年 8 月 5 日
金 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市総合計画審議会条例の一部を改正する条例	3
○ 伊勢市施設類型別計画検討委員会条例	5
○ 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等 の一部を改正する条例	7
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	10
○ 伊勢市教育委員会委員定数条例	12
○ 伊勢市教育研究所条例の一部を改正する条例	14
○ 伊勢市学校設置条例の一部を改正する条例	16
○ 伊勢市ハートプラザみその条例の一部を改正する条例	18
○ 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	21
○ 伊勢市子ども発達支援施設条例	23
○ 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及 び伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着 型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	29
○ 伊勢市隣保館条例の一部を改正する条例	32
○ 伊勢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	34
規 則	
○ 伊勢市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則	36
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	46
○ 伊勢市総合計画審議会規則	48
○ 伊勢市施設類型別計画検討委員会規則	50
訓 令	
○ 伊勢市災害対策本部規程及び伊勢市職員服務規程の一部を改正する訓令	52
告 示	
○ 平成 28 年度補正予算の要領について	56
○ 市道の路線の認定について	59
○ 道路の区域の決定について	61
○ 道路の供用開始について	62
選挙管理委員会告示	
○ 三重海区漁業調整委員会委員選挙関係	
・ 投票区の設置について	63
・ 投票用紙等に押すべき印を定めることについて	64
・ 郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	66
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	67
・ 投票所の設置について	68
・ 投票時間の変更について	69
・ 開票の場所及び日時について	70
・ 開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について	71

・ 開票管理者及び同職務代理者の選任について	72
・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	73
・ 期日前投票所の設置について	74
・ 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について	75
・ 不在者投票用紙等の交付場所について及び期日前投票所の設置についての廃止について	76
○ 選挙管理委員会関係	
・ 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程及び伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示について	77
公 告	
○ 負傷動物の収容について	83
○ 負傷動物の収容について	84
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更に係る案の縦覧について	85

伊勢市総合計画審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第23号

伊勢市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

伊勢市総合計画審議会条例（平成26年伊勢市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

（任期）

第4条 委員は、その者の委嘱に係る当該諮問に係る事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（資料の提出その他の協力）

第5条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第6条及び第7条を削る。

第8条中「審議会の」の次に「組織及び」を加え、「市長が」を「規則で」に改め、同条を第6条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市施設類型別計画検討委員会条例をここに公布する。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 24 号

伊勢市施設類型別計画検討委員会条例

(設置)

第 1 条 施設類型別計画（公共施設等総合管理計画（公共施設等（公共施設、公用施設その他の市が所有する建築物その他の工作物をいう。）の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画をいう。）に基づいて公共施設等の類型ごとに策定する実施計画をいう。）を策定するに当たり、専門的な知見に基づく意見を聴くため、伊勢市施設類型別計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員は、施設類型別計画が策定されたときは、解嘱されるものとする。

(資料の提出その他の協力)

第 4 条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市長等の執行機関に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公
営に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第25号

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成17年伊勢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

(伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成17年伊勢市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改める。

(伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成21年伊勢市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の伊勢市の議会の議員及び長の選挙におけ

る選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定、第2条の規定による改正後の伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定及び第3条の規定による改正後の伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第26号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第23項、第24項」を「、第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第2項から第7項までの規定中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第11項中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

伊勢市教育委員会委員定数条例をここに公布する。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第27号

伊勢市教育委員会委員定数条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、教育委員会の委員の定数は、5人とする。

附 則

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

伊勢市教育研究所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第28号

伊勢市教育研究所条例の一部を改正する条例

伊勢市教育研究所条例（平成17年伊勢市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第2条中「伊勢市小俣町元町540番地」を「伊勢市桜木町55番地1」に改める。

附 則

この条例は、平成28年8月29日から施行する。

伊勢市学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 29 号

伊勢市学校設置条例の一部を改正する条例

伊勢市学校設置条例（平成 17 年伊勢市条例第 179 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表小学校の部伊勢市立二見小学校の項及び伊勢市立今一色小学校の項を削り、同部に次のように加える。

伊勢市立二見浦小学校	伊勢市二見町荘 1500 番地
------------	-----------------

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市ハートプラザみその条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第30号

伊勢市ハートプラザみその条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢市ハートプラザみその条例（平成17年伊勢市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号を削る。

第4条第4号を削る。

第6条第1号中「及び第4号」を削る。

第9条第1項第4号を削る。

第2条 伊勢市ハートプラザみその条例の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(4) 伊勢市おひさま児童園

第5条に次のただし書を加える。

ただし、第3条第4号に掲げる施設を除く。

第7条第2号を次のように改める。

(2) 休館日 次に掲げる日

ア 伊勢市おひさま児童園 土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

イ アの施設以外の施設 祝日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、伊勢市おひさま児童園については、午前9時から午後5時30分までとする。

第8条第3項中「利用時間」を「各室の利用時間」に改める。

第9条第1項中「施設」を「次の各号に掲げる施設」に改め、「次

の各号に掲げる区分に応じ」を削る。

第9条の次に次の1条を加える。

(伊勢市おひさま児童園の管理)

第9条の2 この条例に定めるもののほか、伊勢市おひさま児童園の事業、利用その他の管理については、伊勢市こども発達支援施設条例（平成28年伊勢市条例第32号）の定めるところによる。

第10条中「前条」を「第9条」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は伊勢市こども発達支援施設条例（平成28年伊勢市条例第32号）の施行の日から施行する。

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第31号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項及び第43条第8号イの表4階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。」を「同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市こども発達支援施設条例をここに公布する。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第32号

伊勢市こども発達支援施設条例

伊勢市心身障害児通園施設おおぞら児童園条例（平成17年伊勢市条例第98号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 発達に支援の必要な児童に対して、生活に必要な機能訓練、基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うことにより、当該児童の福祉の増進を図るため、伊勢市こども発達支援施設（以下「発達支援施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 発達支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
伊勢市おおぞら児童園	伊勢市黒瀬町562番地3
伊勢市おひさま児童園	伊勢市御菌町長屋2767番地

（事業）

第3条 発達支援施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）を行う事業
- (2) 法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）を行う事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に伊勢市おひさま児童園（以下「おひさま児童園」という。）の管

理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業を行うために必要な業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、おひさま児童園の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開館時間)

第6条 発達支援施設の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、伊勢市おおぞら児童園（以下「おおぞら児童園」という。）の開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、おひさま児童園の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 発達支援施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、おおぞら児童園を臨時に開館し、又は休館することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、おひさま児童園を臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用者の範囲)

第8条 発達支援施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第21条の5の5第1項の規定による障害児通所給付費等を支給する旨の決定（児童発達支援に係るものに限る。）に係る障害児。ただし、おおぞら児童園にあつては、満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者に限る。
- (2) 法第21条の5の5第1項の規定による障害児通所給付費等を支給する旨の決定（放課後等デイサービスに係るものに限る。）に係る障害児。ただし、おおぞら児童園にあつては、小学校若しくは義務教育学校の前期課程の特別支援学級又は特別支援学校の小学部に就学している者に限る。
- (3) 法第21条の6の規定による障害児通所支援の措置を採る旨の決定を受けた障害児

（利用の承諾）

第9条 発達支援施設を利用しようとする者（前条第3号に規定する者を除く。）の保護者は、あらかじめ、おおぞら児童園にあつては市長に、おひさま児童園にあつては指定管理者に申し込み、その承諾を得なければならない。

（利用の不承諾）

第10条 市長又は指定管理者（以下「市長等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の承諾をしないことができる。

- (1) 発達支援施設を利用している者（以下「利用者」という。）の数が定員に達しているとき。
- (2) 感染性の疾病その他の理由により他の利用者に悪影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、発達支援施設の管理上利用させること

が適当でないと認めるとき。

(利用の承諾の取消し等)

第11条 市長等は、第9条の承諾を得た者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承諾を取り消し、又は発達支援施設の利用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 当該承諾に係る障害児が前条第2号の規定に該当するに至ったとき。

(2) その他市長等が必要と認めるとき。

(使用料等)

第12条 第9条の承諾を得て発達支援施設を利用した障害児の保護者は、おおぞら児童園の使用料又はおひさま児童園の利用料金（以下これらを「使用料等」という。）を、おおぞら児童園にあつては市長が別に定める納期限までに、おひさま児童園にあつては指定管理者が別に定める納期限までに納付しなければならない。

2 前項の使用料等の額は、法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額に同条第1項に規定する通所特定費用を加算した額とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(使用料等の減免又は納付の猶予)

第13条 市長等は、特別の事由があると認めたときは、使用料等を減免し、又はその納付を猶予することができる。

(損害賠償)

第14条 発達支援施設を利用する者は、故意又は過失により発達支援施設の建物、設備又は附属器具を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の伊勢市こども発達支援施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第33号

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年伊勢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

(伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年伊勢市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「聞く」を「聴く」に改める。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通

所介護事業所」を加える。

第86条前段中「第39条」の次に「(第5項を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市隣保館条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第34号

伊勢市隣保館条例の一部を改正する条例

伊勢市隣保館条例（平成17年伊勢市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第2条の表伊勢市黒瀬市民館の項中「伊勢市黒瀬町1180番地」を「伊勢市黒瀬町1882番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第35号

伊勢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市道路占用料徴収条例（平成17年伊勢市条例第155号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第17号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 28 年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 53 号

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則

(伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第 1 条 伊勢市子ども・子育て支援法施行細則（平成 27 年伊勢市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号（表面）を次のように改める。

- 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
 特定教育・保育施設等入所（園）申込書（兼保育児童台帳）

（宛先）伊勢市長
 （管 理 者）

年 月 日

保護者住所	〒 — 伊勢市	連絡先	自宅TEL
			携帯TEL (続柄:)
			携帯TEL (続柄:)
保護者氏名		保護者生年月日	年 月 日

保護者個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を次のとおり申請します。
 特定教育・保育施設等への入所（園）につき次のとおり申し込みます。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規申請	<input type="checkbox"/> 転園申請
------	-------------------------------	-------------------------------

申請に係る 小学校就学前 子ども (申請児童)	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	備考
		年 月 日	男・女	

児童個人番号		支給認定証番号 (※1)		障害者手帳・ 療育手帳等の有無	有・無
--------	--	-----------------	--	--------------------	-----

保育の希望の 有無 (※2)	有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合 (幼稚園等と併願の場合を含む。) 【2号・3号】
	無	幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く。） 【1号】

(※1) 既に支給認定を受けている場合に記入してください。

(※2) ・「保育所等」とは、保育所若しくは認定こども園（保育部分）又は小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育若しくは事業所内保育を行う事業所をいいます。【2号・3号】

・「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園（教育部分）をいいます。【1号】

・「有」を○で囲んだ場合は①～③に、「無」を○で囲んだ場合は①・②に必要事項を記入してください。

①世帯の状況

区分	(フリガナ) 氏 名	児童との 続柄	生年月日	性別	職 業 又は 学校名等	同居 ・別居	備考
			個人番号				
児童の 世帯員		父	年 月 日	男・女		同・別	
		母	年 月 日	男・女		同・別	
			年 月 日	男・女		同・別	
			年 月 日	男・女		同・別	
			年 月 日	男・女		同・別	
生活保護受給の有無		無・有 (年 月 日保護開始)					

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 小学校就学まで
		<input type="checkbox"/> 年 月 日まで
利用を希望する 施設（事業者）名	施設（事業者）名	希望理由
	第1希望	
	第2希望	
	第3希望	

様式第 5 号中「保護者氏名_____㊦」を「保護者氏名_____」に、「ふりがな」を「フリガナ」に改める。

様式第 7 号、様式第 12 号及び様式第 13 号中「

㊦」を「

」に、

「ふりがな」を「フリガナ」に改める。

(伊勢市保育所の利用に関する規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市保育所の利用に関する規則(平成 27 年伊勢市規則第 16 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号 (表面) を次のように改める。

- 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
 特定教育・保育施設等入所（園）申込書（兼保育児童台帳）

（宛先）伊勢市長
 （管 理 者）

年 月 日

保護者住所	〒 伊勢市	連絡先	自宅TEL
			携帯TEL (続柄:)
			携帯TEL (続柄:)
保護者氏名		保護者生年月日	年 月 日

保護者個人番号

- 施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を次のとおり申請します。
 特定教育・保育施設等への入所（園）につき次のとおり申し込みます。

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規申請	<input type="checkbox"/> 転園申請
------	-------------------------------	-------------------------------

申請に係る 小学校就学前 子ども (申請児童)	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	備考
		年 月 日	男・女	

児童個人番号	支給認定証番号 (※1)	障害者手帳・ 療育手帳等の有無	有・無
--------	-----------------	--------------------	-----

保育の希望の 有無 (※2)	有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合 (幼稚園等と併願の場合を含む。) 【2号・3号】
	無	幼稚園等の利用を希望する場合 (保育所等と併願の場合を除く。) 【1号】

- (※1) 既に支給認定を受けている場合に記入してください。
 (※2) ・「保育所等」とは、保育所若しくは認定こども園 (保育部分) 又は小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育若しくは事業所内保育を行う事業所をいいます。【2号・3号】
 ・「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園 (教育部分) をいいます。【1号】
 ・「有」を○で囲んだ場合は①～③に、「無」を○で囲んだ場合は①・②に必要事項を記入してください。

①世帯の状況

区分	(フリガナ) 氏 名	児童との 続柄	生年月日	性別	職 業 又は 学校名等	同居 ・別居	備考
			個人番号				
児童の 世帯員		父	年 月 日	男・女		同・別	
		母	年 月 日	男・女		同・別	
			年 月 日	男・女		同・別	
			年 月 日	男・女		同・別	
			年 月 日	男・女		同・別	
			年 月 日	男・女		同・別	
			年 月 日	男・女		同・別	
			年 月 日	男・女		同・別	
			年 月 日	男・女		同・別	
			年 月 日	男・女		同・別	
生活保護受給の有無		無・有 (年 月 日保護開始)					

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 小学校就学まで	
		<input type="checkbox"/> 年 月 日まで	
利用を希望する 施設（事業者）名	施設（事業者）名		希望理由
	第1希望		
	第2希望		
	第3希望		

(伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部改正)

第3条 伊勢市立認定こども園条例施行規則（平成22年伊勢市規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表面）を次のように改める。

様式第 8 号を次のように改める。

様式第8号（第20条関係）

伊勢市立認定こども園預かり保育申込書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

保護者 住 所 伊勢市

氏 名

（注）自署でない場合は、記名押印してください。

園 児 氏 名

生年月日 年 月 日

預かり保育を利用したいので、次のとおり申し込みます。

- 1 利用希望年月日
- 2 預かり保育が必要な理由（具体的に記入してください。）
- 3 緊急時の連絡先
自宅電話番号
勤務先等
勤務先等電話番号 (氏名)
- 4 その他

様式第 10 号中「氏 名

㊟ 」を

「
氏 名

に改める。

(注) 自署でない場合は、記名押印してください。」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある第 1 条の規定による改正前の伊勢市子ども・子育て支援法施行細則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
(伊勢市保育所の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行の際現にある第 2 条の規定による改正前の伊勢市保育所の利用に関する規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
(伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この規則の施行の際現にある第 3 条の規定による改正前の伊勢市立認定こども園条例施行規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 54 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号ア中「第 2 条の 4 第 2 項」を「第 2 条の 4 第 2 項の表第 2 欄」に改め、同号イ中「第 2 条の 4 第 4 項」を「第 2 条の 4 第 7 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

伊勢市総合計画審議会規則をここに公布する。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第55号

伊勢市総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市総合計画審議会条例（平成26年伊勢市条例第3号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、伊勢市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、情報戦略局企画調整課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市施設類型別計画検討委員会規則をここに公布する。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第56号

伊勢市施設類型別計画検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市施設類型別計画検討委員会条例（平成28年伊勢市条例第24号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、伊勢市施設類型別計画検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、情報戦略局情報調査室において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市災害対策本部規程及び伊勢市職員服務規程の一部を改正する訓令

を次のように定める。

平成 28 年 7 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第7号

伊勢市災害対策本部規程及び伊勢市職員服務規程の一部を改正する
訓令

(伊勢市災害対策本部規程の一部改正)

第1条 伊勢市災害対策本部規程(平成17年伊勢市訓令第29号)の一部を次のように改正する。

第4条中「及び危機管理部長」を削る。

第5条中「次の各号に掲げる者」を「チーム長」に改め、同条各号を削る。

第6条を次のように改める。

(チームの組織及び所掌事務)

第6条 災害対策本部に、次に掲げるチームを置く。

- (1) 企画チーム
- (2) 情報チーム
- (3) 後方支援チーム
- (4) 避難所チーム
- (5) 物資チーム
- (6) 生活再建チーム
- (7) 応急復旧チーム
- (8) 上下水道チーム
- (9) 環境衛生チーム
- (10) 教育チーム
- (11) 消防チーム
- (12) 医療保健チーム

2 各チームの所掌事務は、別に定める。

3 チームに所属すべき職員(以下「チーム員」という。)は、本部長

が指定する。

- 4 本部長は、必要に応じて、チーム員に、その所属をするチームの事務以外の事務を命じ、又は第1項各号に掲げるチーム以外のチームを置くことができる。
- 5 必要がある場合には、災害対策本部に本部付を、チームに副チーム長を置くことができる。

第7条の見出しを「(本部員会議)」に改め、同条第1項、第2項及び第3項中「本部会議」を「本部員会議」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「本部会議」を「本部員会議」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 災害対策本部の活動方針に関する事項

第7条第5項中「本部会議」を「本部員会議」に、「防災総括班」を「企画チーム」に改める。

第8条中「部長」を「チーム長」に改める。

第9条第3項中「班長」を「チーム長」に改める。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(事務の決裁及び文書処理)

第10条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われる災害その他本部長が認める災害の対策に係る事務及び文書の処理については、伊勢市事務決裁規程(平成17年伊勢市訓令第3号)及び伊勢市文書管理規程(平成17年伊勢市訓令第6号)の規定を準用し、災害対策本部において行うものとする。

別表を削る。

(伊勢市職員服務規程の一部改正)

第 2 条 伊勢市職員服務規程（平成 17 年伊勢市訓令第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の伊勢市災害対策本部規程の規定及び第 2 条の規定による改正後の伊勢市職員服務規程の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

伊勢市告示第 98 号

平成 28 年 7 月 13 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 28 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成 28 年 7 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成28年度 伊勢市一般会計補正予算（第1号）

平成28年度 伊勢市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、32,126千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、50,147,857千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,793,248	△2,767	6,790,481
	2 国庫補助金	1,377,765	△2,767	1,374,998
16 県支出金		2,958,249	27,126	2,985,375
	2 県補助金	884,504	26,917	911,421
	3 委託金	283,456	209	283,665
20 繰越金		50,000	7,767	57,767
	1 繰越金	50,000	7,767	57,767
歳入合計		50,115,731	32,126	50,147,857

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,328,907	19,266	4,348,173
	1 総務管理費	3,415,884	19,057	3,434,941
	5 統計調査費	22,416	209	22,625
3 民生費		18,189,610	10,695	18,200,305
	3 児童福祉費	6,670,421	10,695	6,681,116
6 農林水産業費		1,026,109	1,927	1,028,036
	3 水産業費	68,214	1,927	70,141
11 教育費		6,582,962	238	6,583,200
	1 教育総務費	1,062,367	238	1,062,605
歳出合計		50,115,731	32,126	50,147,857

伊勢市告示第 99 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
小俣本町 28－1 号線	小俣町本町 1121 番 1 地先		
	小俣町本町 1026 番 2 地先		
藤里 28－2 号線	藤里町字三太夫山 506 番 20 地先		
	藤里町字三太夫山 506 番 28 地先		
藤里 28－3 号線	藤里町字三太夫山 506 番 24 地先		
	藤里町字三太夫山 506 番 26 地先		
藤里 28－4 号線	藤里町字三太夫山 506 番 20 地先		
	藤里町字三太夫山 506 番 15 地先		
佐八 28－5 号線	佐八町字前田 714 番 3 地先		
	佐八町字前田 712 番 17 地先		
相合 28－6 号線	小俣町相合 1285 番 3 地先		
	小俣町相合 1285 番 3 地先		

相合 28 - 7 号線	小俣町相合 1285 番 7 地先		
	小俣町相合 1285 番 10 地先		

伊勢市告示第 100 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	小俣本町 28－1 号線	6.0 ～ 13.1	15
市 道	藤里 28－2 号線	6.0	79
市 道	藤里 28－3 号線	6.0 ～ 11.1	22
市 道	藤里 28－4 号線	6.0 ～ 14.4	68
市 道	佐八 28－5 号線	6.0 ～ 13.5	23
市 道	相合 28－6 号線	6.0 ～ 13.1	14
市 道	相合 28－7 号線	6.0	48

伊勢市告示第 101 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
小俣本町 28-1 号線	小俣町本町 1121 番 1 地先 小俣町本町 1026 番 2 地先	平成 28 年 7 月 27 日
藤里 28-2 号線	藤里町字三太夫山 506 番 20 地先 藤里町字三太夫山 506 番 28 地先	平成 28 年 7 月 27 日
藤里 28-3 号線	藤里町字三太夫山 506 番 24 地先 藤里町字三太夫山 506 番 26 地先	平成 28 年 7 月 27 日
藤里 28-4 号線	藤里町字三太夫山 506 番 20 地先 藤里町字三太夫山 506 番 15 地先	平成 28 年 7 月 27 日
佐八 28-5 号線	佐八町字前田 714 番 3 地先 佐八町字前田 712 番 17 地先	平成 28 年 7 月 27 日
相合 28-6 号線	小俣町相合 1285 番 3 地先 小俣町相合 1285 番 3 地先	平成 28 年 7 月 27 日
相合 28-7 号線	小俣町相合 1285 番 7 地先 小俣町相合 1285 番 10 地先	平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 38 号

三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区の設置について

漁業法第 94 条において準用する公職選挙法第 17 条第 2 項の規定により、三重海区
漁業調整委員会委員選挙における当市の区域を下記のとおり設けます。

平成 28 年 7 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- ・投票区 伊勢市全域

伊勢市選挙管理委員会告示第 39 号

三重海区漁業調整委員会委員選挙に用いる投票用紙等に
押すべき印を定めることについて

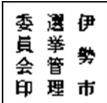
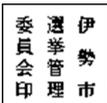
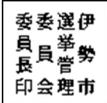
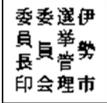
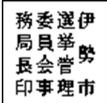
三重海区漁業調整委員会委員選挙に用いる船員不在者投票用紙、
船員不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を別紙のと
おり定めます。

平成 28 年 7 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西 宮 晴 一

(公印)

第25条 公印の名称、書体、規格、使用区分等は、次のとおりとする。

公印の名称	書体	規格		使用区分	材質	個数
		寸法	刻子			
委員会印	れい書	方30mm		委員会名をもつてする一般文書用	木	1
委員会印	れい書	方21mm		委員会名をもつてする特殊な文書用	水牛	3
同(縮少印)	れい書	方13mm		永久選挙人名簿原本(カード)用	銅	1
委員長印	れい書	方24mm		委員長名をもつてする一般文書用	木	1
同	てん書	方24mm		選挙人名簿原本及び抄本用	木	1
事務局長印	れい書	方21mm		事務局長名をもつてする一般文書用	木	1

伊勢市選挙管理委員会告示第 40 号

郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて

漁業法施行令第 9 条により準用する公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 3 項の規定による不在者投票の投票用紙等を選挙期日の告示の日前に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送するときは、当該選挙期日の告示の日の前々日からと定めます。

平成 28 年 7 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

伊勢市選挙管理委員会告示第 41 号

不在者投票用紙等の交付場所について

平成 28 年 8 月 3 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における不在者投票用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

平成 28 年 7 月 19 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

交 付 場 所 伊勢市御菌町長屋 1221 番地
伊勢市役所御菌総合支所 2 階 2 - 4 会議室

伊勢市選挙管理委員会告示第 42 号

投票所の設置について

平成 28 年 8 月 3 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区の投票所を次のとおり設けますので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 41 条第 1 項の規定により告示します。

平成 28 年 7 月 25 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- ・投票所 伊勢市御菌町長屋 1221 番地
伊勢市役所御菌総合支所 2 階 2 - 4 会議室

伊勢市選挙管理委員会告示第 43 号

投票時間の変更について

平成 28 年 8 月 3 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙において、投票を
することができる時間を午前 9 時から午後 5 時までと定めます。

平成 28 年 7 月 25 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

伊勢市選挙管理委員会告示第 44 号

開票の場所及び日時について

平成 28 年 8 月 3 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における伊勢市開票区の開票の場所及び日時を下記のとおり定めますので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 64 条の規定により告示します。

平成 28 年 7 月 25 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- | | |
|-------|---|
| 1 場 所 | 伊勢市御菌町長屋 1221 番地
伊勢市役所御菌総合支所 2 階 2 - 4 会議室 |
| 2 日 時 | 平成 28 年 8 月 3 日（水） 午後 6 時 3 0 分 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 45 号

開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について

平成 28 年 8 月 3 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を下記のとおり定めますので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 62 条第 6 項の規定により告示します。

平成 28 年 7 月 25 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 1 場 所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 日 時 | 平成 28 年 7 月 31 日（日） 午後 6 時 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 46 号

開票管理者及び同職務代理者の代理について

平成 28 年 8 月 3 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における伊勢市開

票区開票管理者及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成 28 年 7 月 25 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

開 票 管 理 者		同 職 務 代 理 者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	能仁 賢一	省略	徳谷 雅登

伊勢市選挙管理委員会告示第 47 号

投票管理者及び同職務代理者の選任について

平成 28 年 8 月 3 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票管理者及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成 28 年 7 月 25 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西 宮 晴 一

記

投票管理者		同職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	中村 武照	省略	磯崎 正廣

伊勢市選挙管理委員会告示第 48 号

期日前投票所の設置について

平成 28 年 8 月 3 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における期日前投票所を下記のとおり設けますので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 3 項による読み替え後の第 41 条第 1 項の規定により告示します。

平成 28 年 7 月 25 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- 1 期日前投票期間 平成 28 年 7 月 26 日（火）から 8 月 2 日（火）まで
毎日午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
- 2 場 所 伊勢市御菌町長屋 1221 番地
伊勢市役所御菌総合支所 2 階 2 - 4 会議室

期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

平成 28 年 8 月 3 日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しますので、漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 9 条において準用する公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 49 条の 7 による読み替え後の第 25 条の規定により告示します。

平成 28 年 7 月 25 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

1 投票管理者

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	奥本 幸司郎	平成 28 年 7 月 26 日
省略	徳谷 雅登	平成 28 年 7 月 27 日
省略	喜多川 博明	平成 28 年 7 月 28 日
省略	能仁 賢一	平成 28 年 7 月 29 日
省略	磯崎 正廣	平成 28 年 7 月 30 日
省略	浜口 和好	平成 28 年 7 月 31 日
省略	宮本 銀博	平成 28 年 8 月 1 日
省略	徳谷 雅登	平成 28 年 8 月 2 日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	奥本 憲司	平成 28 年 7 月 26 日
省略	濱條 安生	平成 28 年 7 月 27 日
省略	石原 精一	平成 28 年 7 月 28 日
省略	磯崎 幸代	平成 28 年 7 月 29 日
省略	西村 節子	平成 28 年 7 月 30 日
省略	中村 武照	平成 28 年 7 月 31 日
省略	濱崎 たづ子	平成 28 年 8 月 1 日
省略	大井戸 則幸	平成 28 年 8 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 50 号

不在者投票用紙等の交付場所について及び期日前投票所の
設置についての廃止について

不在者投票用紙等の交付場所について（平成 28 年伊勢市選挙管理委員会告示第 41
号）及び期日前投票所の設置について（平成 28 年伊勢市選挙管理委員会告示第 48 号）
は、無投票のため廃止する。

平成 28 年 7 月 25 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

伊勢市選挙管理委員会告示第 51 号

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程及び伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程及び伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

(伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部改正)

第1条 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程(平成17年伊勢市選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

様式第4号(その1)備考4(2)中「15,300円」を「15,800円」に改める。

様式第5号備考4(2)中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

(伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部改正)

第2条 伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程(平成21年伊勢市選挙管理委員会告示第16号)の一部を次のように改正する。

第5条中「請求書(様式第5号)」の次に「及び請求内訳書(様式第6号)」を加える。

様式第4号備考4(2)1中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第5条関係)

請 求 書
(ビラの作成)

伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊞

電話 () —

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 請求内訳書のとおり
- 3 選挙の種類 年 月 日執行 伊勢市長選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな	-----		
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、伊勢市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には、各1枚)を添付してください。

様式第 5 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第6号（第5条関係）

請求内訳書
（ビラの作成）

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 A	枚数 B	金額 C(A×B)	単価 D	枚数 E	金額 F(D×E)	単価 G	枚数 H	金額 I(G×H)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- 1 D欄には、7円51銭を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 28 年 7 月 27 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程及び第 2 条の規定による改正後の伊勢市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

伊勢市公告第 70 号

所有者の判明しない負傷動物の収容について

次の負傷動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 36 条第 2 項の規定により収容をした旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

平成 28 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収容した負傷動物

番号	保護場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	御菌町王中島	犬	雑種	茶	雄	中	91 日以上	鎖の首輪

2 収容した日 平成 28 年 7 月 24 日

3 収容期限 平成 28 年 7 月 29 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 71 号

所有者の判明しない負傷動物の収容について

次の負傷動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 36 条第 2 項の規定により収容をした旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

平成 28 年 7 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収容した負傷動物

番号	保護場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	黒瀬町	猫	雑種	茶白	不明	大	91 日 以上	水色の首輪 ラインスト ーン付き

2 収容した日 平成 28 年 7 月 25 日

3 収容期限 平成 28 年 7 月 28 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 72 号

伊勢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、平成 28 年 8 月 26 日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、平成 28 年 8 月 26 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

平成 28 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

自 平成 28 年 7 月 28 日

至 平成 28 年 8 月 26 日

2 伊勢市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

伊勢市産業観光部 農林水産課

郵送 〒516-8501

伊勢市御薊町長屋 1221 番地 伊勢市役所 農林水産課

T E L 0596-22-0370

F A X 0596-21-5605

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見書は、意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4 異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか、郵送により提出してください。